

事 務 連 絡

平成26年3月20日

関係者各位

倉敷市建設局都市計画部

開発指導課長

倉敷市開発審査会案件運用基準（8）「特定流通業務施設」の取扱いの改定について

平素から開発指導行政につきまして、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、都市計画法第34条第14号による開発行為の許可基準である倉敷市開発審査会案件運用基準の内（8）「特定流通業務施設」の取扱いを改定しました。

改定内容はIC（インターチェンジ）周辺の市街化調整区域内における特定流通業務施設について、区域を拡大し、IC乗り入れ口から半径5キロメートル以内で幅員9m以上の道路に接道可能な区域を開発対象区域とするものです。

改定された基準の施行は、平成26年4月1日から施行となりますので貴会員への周知の程よろしくお願い申し上げます。

御不明な点は、次のところへお問い合わせください。

倉敷市建設局都市計画部開発指導課

086-426-3485

改定基準

(8)

「特定流通業務施設」の取扱い
(平成14年 4月19日制定)
(平成19年 5月27日改定)
(平成19年11月30日改定)
(平成26年 4月 1日改定)

市街化調整区域における流通業務の総合化及び効率化の促進に係る法律（平成17年法律第85号、以下「物流総合効率化法」という。）第4条第2項に規定する認定総合効率化計画に規定された同法第2条第3号に規定する特定流通業務施設に該当するもの（以下「特定流通業務施設」という。）の建設を目的とする開発行為等で、次の各項に該当するものは、開発審査会の議を経て、法第29条又は第43条の規定により許可できるものとする。

(1) 特定流通業務施設であって、次のいずれかに該当する施設であること。

ア 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業のうち同条第6項に規定する特別積合せ貨物運送に該当しないものの用に供される施設

イ 倉庫業法（昭和31年法律第121号）第2条第2項に規定する倉庫業の用に供する同法第2条第1項に規定する倉庫

(2) 許可の対象となる土地（以下「申請地」）は、次のいずれかの道路の沿道又は高速自動車国道等（道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）により料金徴収が認められている一般国道、県道及び市道を含む。）のインターチェンジ周辺で、市長が指定した区域内であること（ア～ウは表1、エ～オは表2による）。ただし、優良農地は除く。

ア 4車線以上の国道、県道、市道

イ 国道、県道又は市道で4車線以上の用地買収が終了し、暫定2車線で供用を開始している道路

ウ 2車線以上の道路で歩道を有する等により10m以上の幅員がある道路

エ インターチェンジの乗り入れ口から半径1km以内の区域

オ インターチェンジの乗り入れ口から半径5km以内の区域で、インターチェンジまで幅員9m以上の道路に接する土地であること。

(3) 物流総合効率化法第4条第5項に基づく知事からの意見聴取において、当該特定流通業務施設が周辺の市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる旨の意見があった施設であること。

(4) 申請地は、接続道路に9m以上有効に接し、かつ、申請地内の建築物及び駐車場等から接続道路に至る部分は有効幅員9m以上であること。

改定基準

表1 (2)ア～ウ に該当する道路

次の道路に接する敷地の範囲					
番号	路線名	区間		道路区分	
		起 点	終 点		
1	主要地方道 箕島高松線	右			ア
		左	倉敷市下庄字山道850番1地先から	倉敷市下庄字歩取152番15地先まで	
2	一般国道2号	右	倉敷市西田字中川ノ北102番4地先から	倉敷市新田字名田2322番7地先まで	ア
		左	倉敷市西田字中川ノ北98番1地先から	倉敷市新田字東四割2965番2地先まで	
3	一般国道429号	右			ウ
		左	倉敷市片島町字老反四畝所973番2地先から	倉敷市片島町字前新田1130番1地先まで	
4	主要地方道 玉野福田線	右			ア
		左	倉敷市広江八丁目1488番2地先から	倉敷市林字戸津田546番1地先まで	
5	県道早島松島線	右	倉敷市鳥羽字金才1250番25地先から	倉敷市鳥羽字窪千代915番1地先まで	ア
		左			
6	一般国道429号	右	倉敷市平田字菰田277番4地先から	倉敷市平田字上中田60番1地先まで	ア
		左			
7	市道大内田鳥羽線	右	倉敷市鳥羽字金才1250番13地先から	倉敷市鳥羽字金才1250番25地先まで	イ
		左			
8	一般国道430号	右			ア
		左	倉敷市児島宇野津字梶ヶ山1883番2地先から	倉敷市児島宇野津字梶ヶ山1880番10地先まで	

(注) 道路区分欄の、カタカナ字は(2)に掲げる道路を示す。
なお位置は別図に定めてあります。

表2 (2)エ、オに該当するインターチェンジ

番号	高速自動車道	インターチェンジ名	備 考
1	山陽自動車道	玉島インターチェンジ	倉敷市域分
2	山陽自動車道	倉敷インターチェンジ	倉敷市域分
3	瀬戸中央自動車道	水島インターチェンジ	倉敷市域分
4	瀬戸中央自動車道	児島インターチェンジ	倉敷市域分
5	瀬戸中央自動車道	早島インターチェンジ	倉敷市域分

現行基準

(8)

「特定流通業務施設」の取扱い
(平成14年 4月19日制定)
(平成19年 5月27日改定)
(平成19年11月30日改定)

市街化調整区域における流通業務の総合化及び効率化の促進に係る法律（平成17年法律第85号、以下「物流総合効率化法」という。）第4条第2項に規定する認定総合効率化計画に規定された同法第2条第3号に規定する特定流通業務施設に該当するもの（以下「特定流通業務施設」という。）の建設を目的とする開発行為等で、次の各項に該当するものは、開発審査会の議を経て、法第29条又は第43条の規定により許可できるものとする。

(1) 特定流通業務施設であって、次のいずれかに該当する施設であること。

ア 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業のうち同条第6項に規定する特別積合せ貨物運送に該当しないものの用に供される施設

イ 倉庫業法（昭和31年法律第121号）第2条第2項に規定する倉庫業の用に供する同法第2条第1項に規定する倉庫

(2) 許可の対象となる土地（以下「申請地」）は、次のいずれかの道路の沿道の区域又は高速自動車国道等（道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）により料金徴収が認められている一般国道、県道及び市道を含む。）のインターチェンジの乗り入れ口から半径1km以内の区域で、優良農地が含まれておらず、将来において住居系の土地利用が想定されていないとして市長が指定した区域（表1、表2）であること。

ア 4車線以上の国道、県道、市道

イ 国道、県道又は市道で4車線以上の用地買収が終了し、暫定2車線で供用を開始している道路

ウ 2車線以上の道路で歩道を有する等により10m以上の幅員がある道路

(3) 物流総合効率化法第4条第5項に基づく都道府県知事からの意見聴取において、当該特定流通業務施設が周辺の市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる旨の意見があった施設であること。

(4) 申請地は、接続道路に9m以上有効に接し、かつ、申請地内の建築物及び駐車場等から接続道路に至る部分は有効幅員9m以上であること。

（経過措置）

平成19年5月27日改定後の基準は、平成19年11月30日から施行するものとし、基準改定後から平成19年11月29日までは、従前の「大規模流通業務施設」の取扱いを適用するものとする。

現行基準

表1 市長が指定した道路の沿道の区域

番号	路線名	次の道路に接する敷地の範囲		道路区分
		区間		
		起 点	終 点	
1	主要地方道 箕島高松線	右		ア
		左	倉敷市下庄字山道850番1地先から 倉敷市新田字名田2322番7地先まで	
2	一般国道2号	右	倉敷市西田字中川ノ北102番4地先から 倉敷市新田字東四割2965番2地先まで	ア
		左	倉敷市西田字中川ノ北98番1地先から 倉敷市新田字東四割2965番2地先まで	
3	一般国道429号	右		ウ
		左	倉敷市片島町字宕反四畝所973番2地先から 倉敷市片島町字前新田1130番1地先まで	
4	主要地方道 玉野福田線	右		ア
		左	倉敷市広江八丁目1488番2地先から 倉敷市林字戸津田546番1地先まで	
5	県道早島松島線	右	倉敷市鳥羽字金才1250番25地先から 倉敷市鳥羽字窟千代915番1地先まで	ア
		左		
6	一般国道429号	右	倉敷市平田字菰田277番4地先から 倉敷市平田字上中田60番1地先まで	ア
		左		
7	市道大内田鳥羽線	右	倉敷市鳥羽字金才1250番13地先から 倉敷市鳥羽字金才1250番25地先まで	イ
		左		
8	一般国道430号	右		ア
		左	倉敷市児島宇野津字梶ヶ山1883番2地先から 倉敷市児島宇野津字梶ヶ山1880番10地先まで	

(注) 道路区分欄の、カタカナ字は(2)に掲げる道路を示す。
なお位置は別図に定めてあります。

表2 「市長が指定したインターチェンジの乗り入れ口から半径1km以内の区域及びその一部の区域」のインターチェンジ

番号	高速自動車道	インターチェンジ名	備 考
1	山 陽 自 動 車 道	玉島インターチェンジ	半径1km以内の区域の一部
2	山 陽 自 動 車 道	倉敷インターチェンジ	半径1km以内の区域の一部
3	瀬 戸 中 央 自 動 車 道	水島インターチェンジ	半径1km以内の区域
4	瀬 戸 中 央 自 動 車 道	児島インターチェンジ	半径1km以内の区域

(注) 位置は別図に定めてあります。